

特記仕様書

情報共有システム（ASP 方式）の活用について

- 1 受注者は、打合せ簿等の処理において、従来の書面による処理に代え、情報共有システム（ASP 方式）を活用することができる。
- 2 情報共有システム（ASP 方式）の活用方法等については、「和歌山県土木工事の情報共有システム活用ガイドライン（令和 2 年 6 月）」を参照すること。
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/calsec/index.html>
- 3 ASP 提供事業者の選定にあたっては、監督員と協議し決定すること。